

保育制度改革に関する意見書

急激な少子化が進む中、子どもを安心して生み育てられる環境の整備はとりわけ重要であり、なかでも待機児童対策を含む保育施策の拡充は喫緊の課題となっている。また、保育施策に対する国民からの期待はかつてないほど高まっており、国会において、2006年以降、「現行保育制度に基づく保育施策の拡充を求める請願書」が4年連続で採択されていることは、こうした国民の声の反映にほかならない。

よって、国会及び政府においては、子どもの権利を最優先に、地方の実情を踏まえ、国と地方自治体の責任のもと充実した保育制度となるよう、下記の事項について強く要望する。

記

- 1 地方自治体が待機児童解消に向けた取り組みができるよう、国が必要な支援と財政措置を行うこと。
- 2 直接契約・直接補助方式の導入を基本とした保育制度改革は行わないこと。
- 3 保育所最低基準の廃止・引き下げは行わないこと。
- 4 保育所・幼稚園の運営及び学童保育・子育て支援に係る予算を大幅増額すること。
- 5 子育てに係る保護者負担を軽減すること。
- 6 民間保育所運営費の一般財源化を行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成22年（2010年）3月30日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、  
文部科学大臣、厚生労働大臣

（提出者）全議員